

国鉄改革完遂！
当たり前労働運を
前進させよう！
JR 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
〒420-0851

静岡市葵区黒金町 68 番地

N T T 054-284-3608
発行責任者 半場弘恭
2023 年 12 月 12 日 No. 13

清水こがね味噌事件第 4 回再審公判行動に参加



12月11日清水こがね味噌事件第4回公判が静岡地方裁判所で開かれました。地本は、OBと共に傍聴券獲得と弁護団の激励行動に参加してきました。今回の公判は、午前に検察官が5点の衣類は、袴田さんの衣類であると主張しました。検察官の立証方法は確

定審と変わらず裁判を長引かせる以外の何ものでもありません。

午後は、弁護側が「証拠とされている5点の衣類のうち、証拠とされた現物のステテコとズボンとは全くサイズが違う。袴田さんが履けないズボンは袴田さんの物ではない。また、シャツの裏部分に広範囲に血が付いた部分があるが、犯行時に下着の背中に直接被害者の血が付くことはありえない。味噌樽から発見したとされている衣類は検察が主張する1年2ヶ月以上経ったものではない」と証拠とされる現物を提示し反論してきました。また、「犯人は恨みによる複数人の犯行である」と主張、事件は捜査機関によるねつ造であるとしました。

法定では争点となっていませんが警察・検察はねつ造を恐れて持っている証拠を全て開示しません。全て開示すべきです。証人尋問は、来年から始まります。

次回第5回再審公判は12月20日11時開廷 傍聴券抽選受付8時40分～9時10分